

第3期 子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月
初山別村

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の策定体制	4
(1) アンケート調査の実施	4
(2) 国・道との連携	4

第2章 本村の現状

1. 人口の動向	6
(1) 初山別村の人口推移	6
(2) 世帯の推移	7
(3) 出生数の推移	7
(4) 婚姻と離婚	8
(5) 女性の就労の状況	8
2. 子育て支援の状況	9
(1) 認可外保育所の状況	9
(2) 認可保育所の状況	9
3. 将来人口推計	10

第3章 基本理念

1. 基本理念	12
---------	----

第4章 子ども・子育て支援サービス

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像	14
2. 教育・保育提供区域の設定	14
(1) 教育・保育提供区域の考え方	14
(2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項	15
(3) 本村の教育・保育提供区域について	15
(4) 提供区域設定の主な理由	15
3. 保育の必要性の認定について	15
4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容	16
(1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）	16
(2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）	17
5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容	17
(1) 利用者支援事業	17
(2) 地域子育て支援拠点事業	17
(3) 妊婦健康診査事業	18
(4) 妊婦等包括相談支援事業	18

(5) 産後ケア事業	18
(6) 乳児家庭全戸訪問事業	19
(7) 養育支援訪問事業	19
(8) 子育て世帯訪問支援事業	19
(9) 児童育成支援拠点事業	19
(10) 親子関係形成支援事業	20
(11) 子育て短期支援事業	20
(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	20
(13) 一時預かり事業	21
(14) 延長保育事業	21
(15) 病児・病後児保育事業	22
(16) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	22
(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	23
(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	23
(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	23
6. 子ども・子育て支援給付に係る	
教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	24
(1) 認定こども園の普及及び推進	24
(2) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	24
(3) 幼稚園や保育所、認定こども園と	
小学校教育との円滑な接続の支援の推進	24
7. その他の推進	25
(1) 産後の休業及び育児休業後における	
特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	25
(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を	
要する支援に関する北海道が行う施策との連携	25
(3) 労働者の就業と家庭との両立が図られるように	
するために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	25

第5章 計画の推進体制

1. 市町村等の責務	27
2. 計画の推進に向けた役割	27
(1) 行政の役割	28
(2) 家庭の役割	28
(3) 地域社会の役割	28
(4) 企業・職場の役割	28
(5) 各種団体の役割	28
3. 計画の推進に向けた3つの連携	29
(1) 市町村内における関係者の連携と協働	29
(2) 近隣市町村との連携と協働	29
(3) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働	29

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

近年、わが国の子どもや家庭を取り巻く環境は、少子高齢化、核家族化を進行、地域での人間関係の希薄化、児童虐待の顕在化、不登校児童やいじめの増加、ヤングケアラーの増加、経済的に困難な状況にある世帯における子どもの貧困など、大きく変化しています。

このような社会情勢の変化の中、国においては、令和5年4月にすべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、「こども基本法」を施行しました。また、同日にこども基本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関として「こども家庭庁」が創設されています。

令和5年12月には、こども基本法に基づき、さらなるこどもに関する施策を総合的に推進するため、「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」を一元化した、「こども大綱」が閣議決定されました。

本村においては、平成17年3月に「次世代育成支援対策行動計画」を策定し、平成17年度から26年度までを計画期間として、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、子ども・子育て関連3法の一つ、子ども・子育て支援法では、地方公共団体の義務として、5年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、本村においても、平成27年3月に「初山別村子ども・子育て支援計画」を策定しました。

現在の「第2期初山別村子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度を終期とすることから、令和7年度から11年度までの5か年を計画期間とした「第3期初山別村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援計画」であり、本村の子育て支援の総合的な計画となります。

また、地域福祉計画、障害者計画・障害福祉計画、健康増進計画等との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

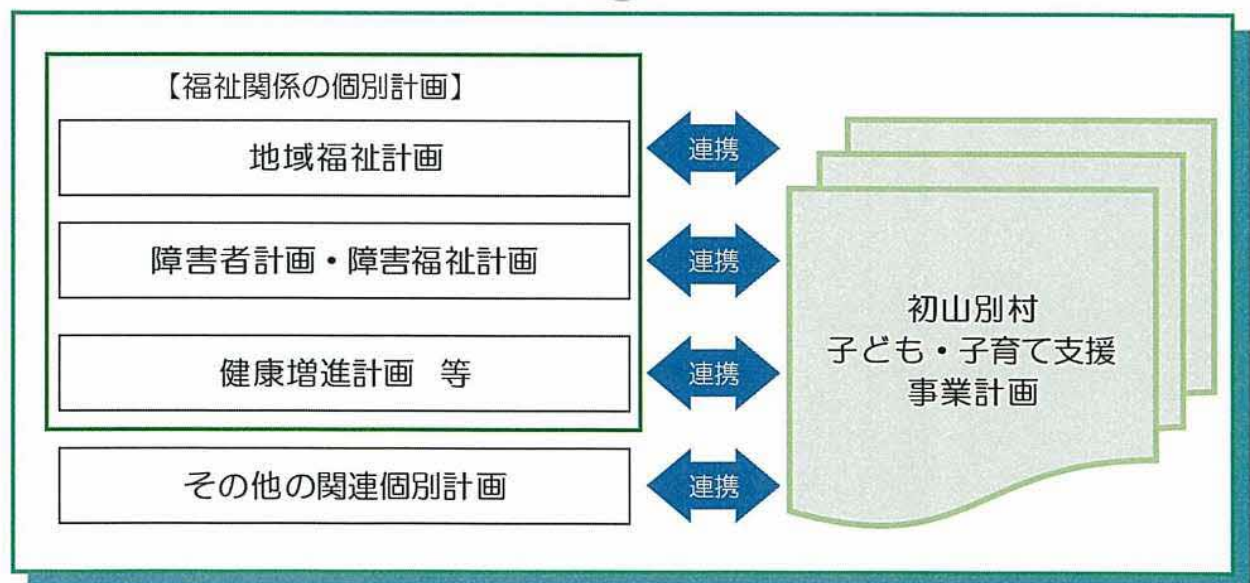
子ども子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

初山別村総合振興計画

連携
整合性



3. 計画の期間

計画期間については、令和7年度を開始初年度とし、令和11年度までの5年間とします。

また、制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況を評価し、令和11年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しをおこなうものとします。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども・子育て支援事業計画				
				計画見直し

4. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

初山別村に居住する小学4年生～6年生、中学1年生～3年生及び子育て世代の保護者を対象に、アンケート調査を実施し、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをおうかがいし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

- 調査対象者 小学4年生～6年生児童、中学1年生～3年生生徒
 就学前児童保護者調査：初山別村在住の就学前児童をお持ちの保護者
 小学生児童保護者調査：初山別村在住の小学生児童をお持ちの保護者
 中学生生徒保護者調査：初山別村在住の中学生生徒をお持ちの保護者
- 調査方法 郵送による配布、家庭保育所エルム、ふじみへき地保育所、
 初山別小学校、初山別中学校を通じて配布、回収調査
- 調査期間 令和7年2月～3月
- 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
小学4年生～6年生児童調査	20	19	95.0%
中学1年生～3年生生徒調査	19	19	100.0%
就学前児童保護者調査	22	16	72.7%
小学生児童保護者調査	19	16	84.2%
中学生生徒保護者調査	11	11	100.0%

(2) 国・道との連携

計画策定にあたっては、国や道の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

第2章

本村の現状

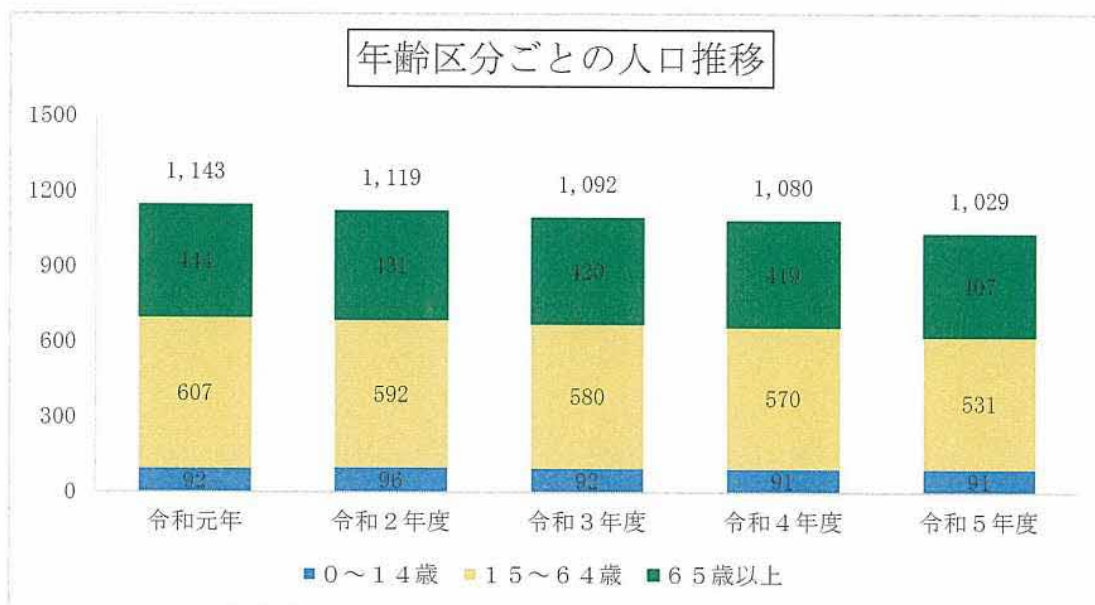
第2章 本村の現状

1. 人口の動向

(1) 初山別村の人口推移

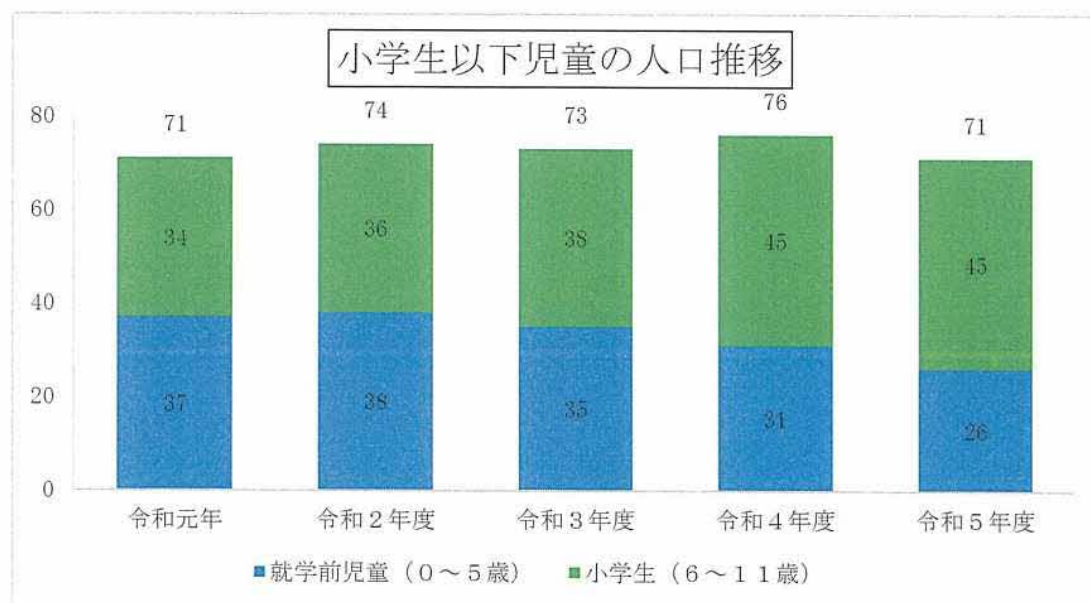
本村の人口は、令和元年度の1,143人から令和5年度の1,029人と年々減少傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口では、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の高齢者人口すべてにおいて減少傾向となっています。



村による統計（各年3月31日現在）

小学生以下の児童人口に関しては、令和元年度の71人まで減少傾向で推移していましたが、その後増加傾向に転じ、現状では若干の減少傾向となっています。

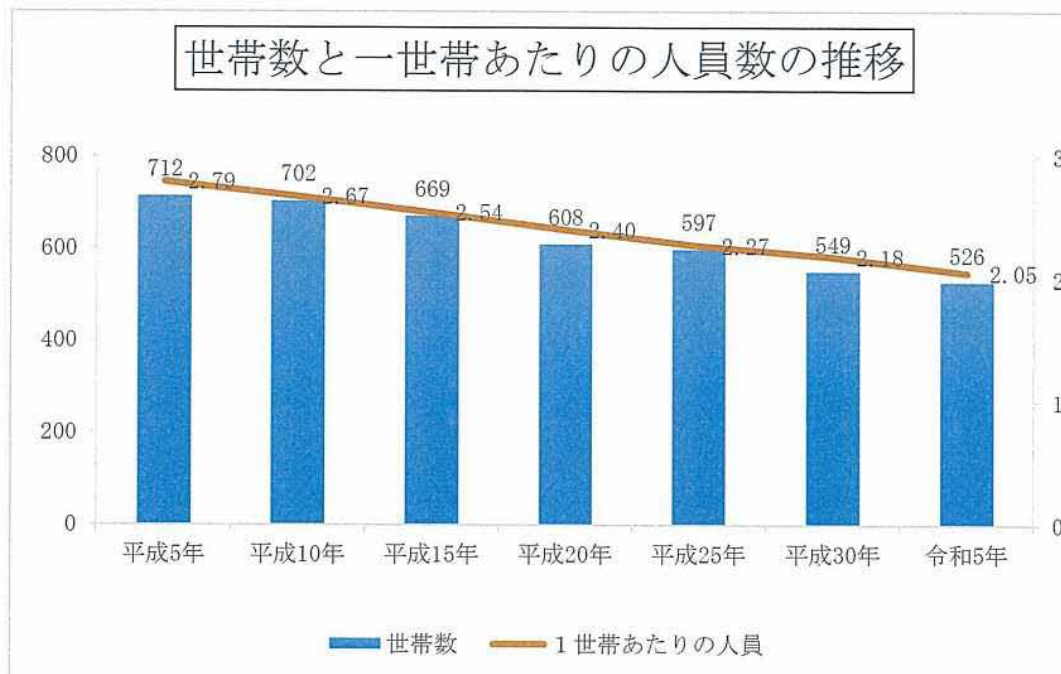


村による統計（各年3月31日現在）

(2) 世帯の推移

統計による初山別村の世帯数は、年度ごとの増減はあるものの、減少傾向で推移しています。

また、1世帯あたりの人員は、平成5年の2.79人から令和5年の2.05人と減少しており、核家族化の進行が見られます。

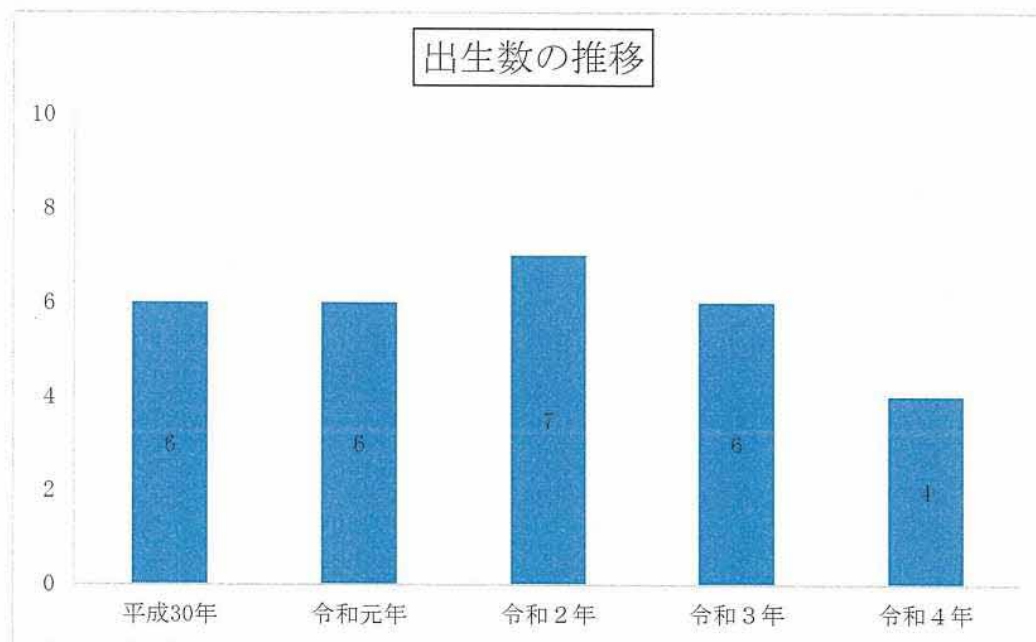


北海道 総合政策部 計画局統計課

住民基本台帳人口・世帯数

(3) 出生数の推移

本村における平成30年以降の出生数で最も多かったのは、令和2年の7人で、最も少なかったのが令和4年の4人となっています。

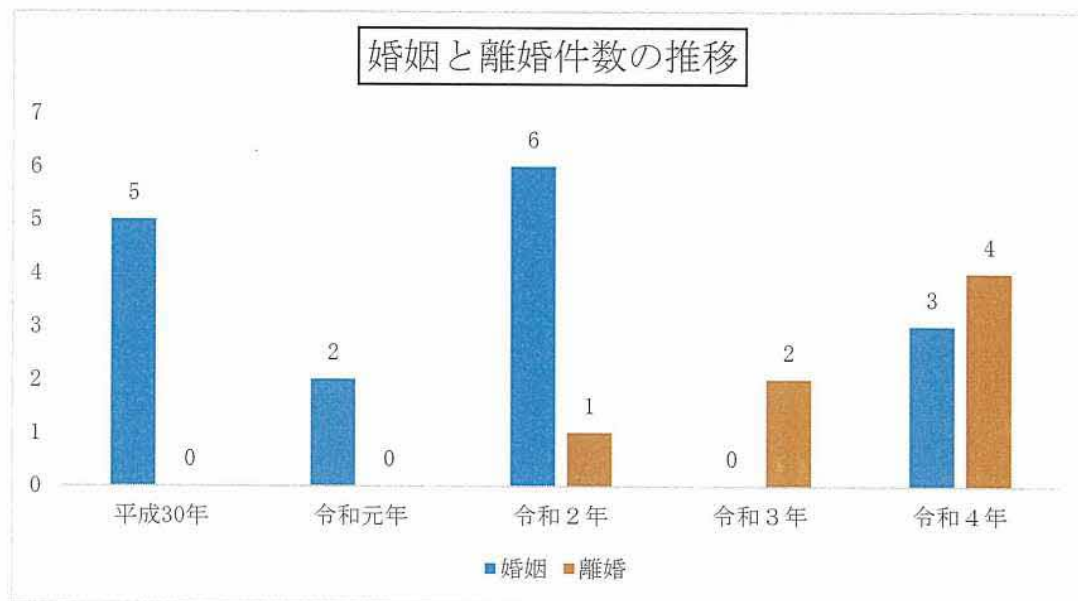


人口動態調査 (e-Stat)

(4) 婚姻と離婚

婚姻については、令和2年が6件と最も多く、令和3年が0件と最も少なくなっています。

また、離婚については、令和4年が4件と最も多く、平成30年、令和元年が0件となっています。

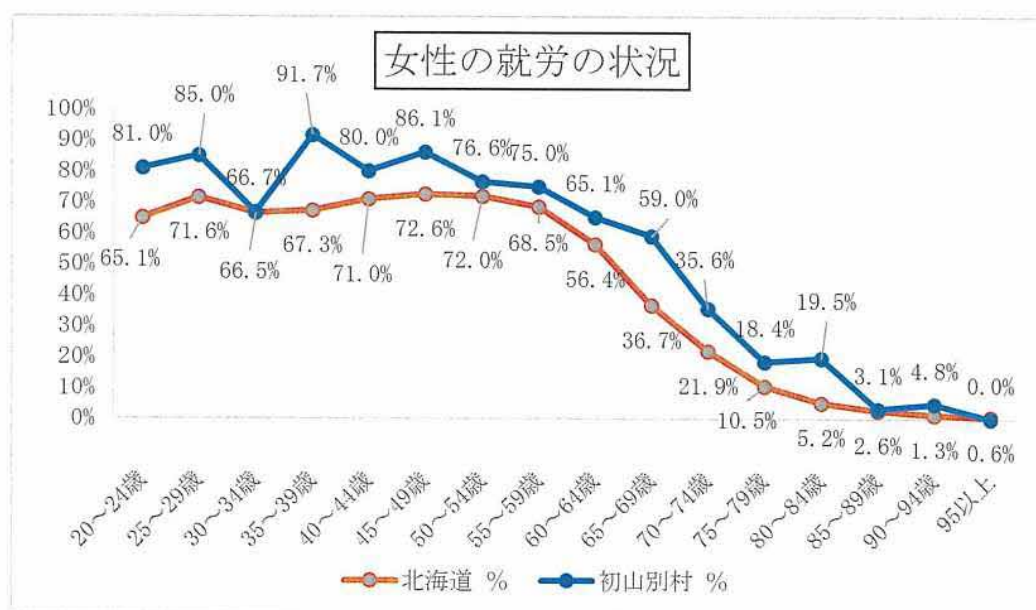


人口動態調査 (e-Stat)

(5) 女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

初山別村における女性の就労状況を道平均と比較してみると、全ての年齢で就労率が高くなっています。



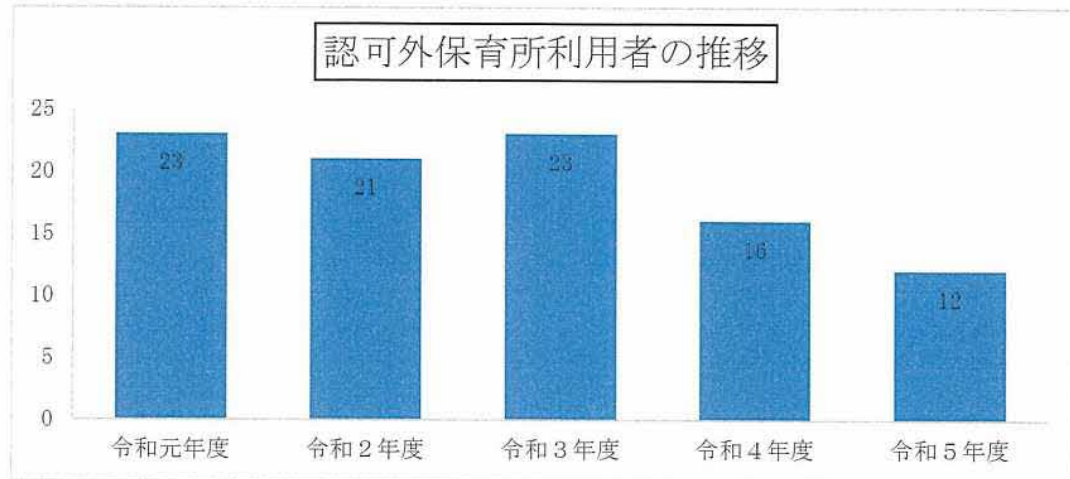
令和2年 国勢調査

2. 子育て支援の状況

(1) 認可外保育所の状況

認可外保育所利用者数の合計は、令和元年の 23 人から増減していたものの、令和 5 年に 12 人と、現在は減少傾向にあります。

令和 5 年度の定員に対する利用者数をみると、すべての施設において定員を下回っています。



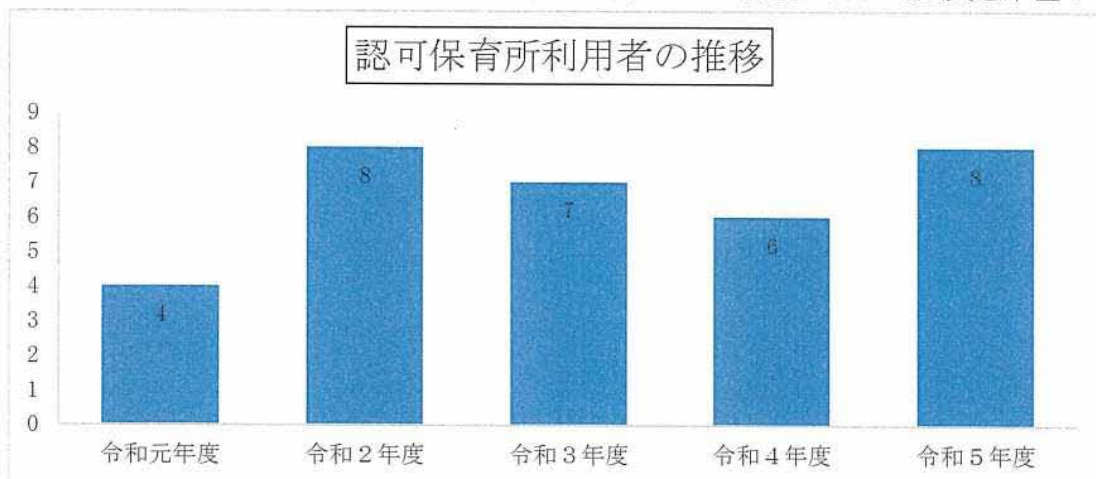
施設名	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	5年度定員数
ふじみへき地保育所	23	21	23	16	12	40

村による統計（各年3月31日現在）

(2) 認可保育所の状況

令和元年度に移行した認可保育所利用者数の合計は、令和元年の 4 人から令和 5 年の 8 人と増加傾向で推移しています。

令和 5 年度の定員に対する利用者数をみると、すべての施設において定員を下回っています。



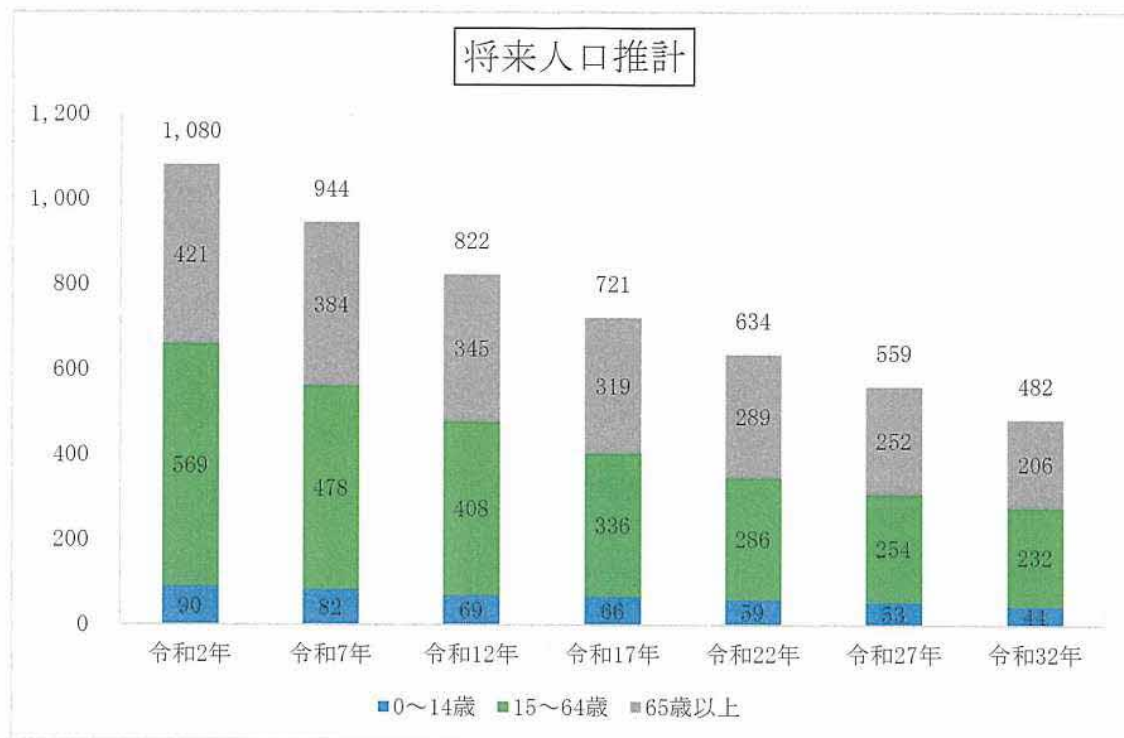
施設名	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	5年度定員数
家庭保育所 エルム	4	8	7	6	8	10

村による統計（各年3月31日現在）

3. 将来人口推計

以下に、令和2年から令和32年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに、減少傾向にあり、計画最終年の令和11年には総人口が822人、年少人口が69人程度と見込まれています。



国立社会保障・人口問題研究所
将来人口推計

第3章

基本理念

第3章 基本理念

1. 基本理念

初山別村では、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮し、次世代育成行動支援計画において基本理念を定めました。

本計画においても、次世代育成行動支援計画において定めた基本理念を継承し、各種施策に取り組めます。

基本理念

暖かいまなざしで見守り 育てよう
子どもたちはキラキラ輝く未来の星☆

第4章

子ども・子育て支援サービス

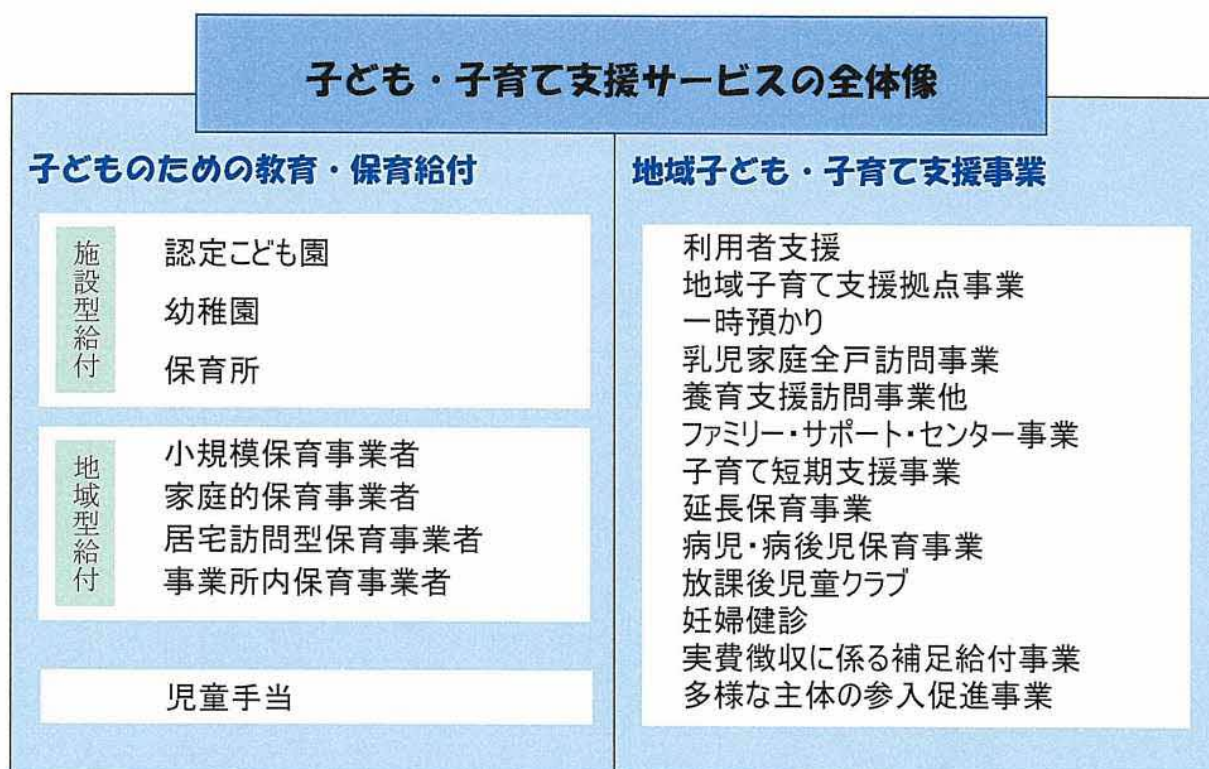
第4章 子ども・子育て支援サービス

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て新制度では、行政が保護者等に提供するサービスとして、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに大別されます。

「子どものための教育・保育給付」は施設型給付費と地域型保育給付費が対象となっており、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村が独自に実施する各種事業が対象となっています。

これら二つの大きな違いとしては、「子どものための教育・保育給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行うのに対して、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行う点にあります。



2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

- ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項

ポイント 1 事業量の調整単位として適切か	ポイント 2 事業の利用実態を反映しているか
●児童数や面積の規模 ●区域ごとに事業量の見込みが可能か ●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●保護者の移動状況を踏まえているか ●区域内で事業のあっせんが可能か ●現在の事業の考え方と合っているか

(3) 本村の教育・保育提供区域について

村内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

(4) 提供区域設定の主な理由

- ①保育所については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。
- ②区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・行政すべてに負担が発生します。

3. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。

市町村は、保護者の申請を受け、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

認定区分	対象となる子ども
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定を除く）
2号認定 (3歳以上保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定 (3歳未満保育認定)	満3歳未満の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

認定区分による施設・事業の利用区分

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	▲	×
	保育所	▲	○	○
地域型	小規模保育	▲	▲	○
	家庭的保育	▲	▲	○
	居宅訪問型保育	▲	▲	○
	事業所内保育	▲	▲	○

○：利用可能、×：利用不可、▲：特例給付による利用

4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしています。本村では、村全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。

(1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

認可保育所・地域型保育施設は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

初山別村では地域型保育施設の「ふじみへき地保育所（へき地保育所）」「家庭保育所エルム（小規模保育事業所）」にて保育を実施しています。

【量の見込み】

(単位 人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. ニーズ量の見込み	22	23	16	14	8
2号認定	15	19	12	10	4
3号認定(0歳)	0	0	0	0	0
3号認定(1歳)	2	2	2	2	2
3号認定(2歳)	5	2	2	2	2
B. 確保提供数	50	50	50	50	50
2号認定	40	40	40	40	40
3号認定(0歳)	3	3	3	3	3
3号認定(1歳)	2	2	2	2	2
3号認定(2歳)	5	5	5	5	5
差異(B-A)	28	27	34	36	42

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和 7～11 年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

(2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、3 歳から入園でき年齢に相應しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

初山別村には該当の施設はありません。

【確保の方策】

本事業は、初山別村では該当施設がないため、計画期間における実施・検討の予定はありません。

5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【設置状況】

初山別村子育て包括支援センターを設置していますが、将来的には児童福祉法等に定められている「こども家庭センター」「地域子育て相談機関」等を設置する予定です。

【確保の方策】

本事業については、引き続き担当課の窓口による対応を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【利用実績】

初山別村では実施していません。

【量の見込み】

(月・延人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用者数	4	4	4	4	4

【確保の方策】

本事業は、初山別村では実施しておりませんが、ニーズ調査による利用の希望、地域の要望等もあることから、計画期間内において事業実施に向けた検討を進めていくこととします。

（３）妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込み】

（年・実人数／延回数）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
受診者数	3	3	3	3	3
受診件数	54	54	54	54	54

【確保の方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

（４）妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行い、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【量の見込み】

（年・実人数）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	5	5	5	5	5

【確保の方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

（５）産後ケア事業

産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【量の見込み】

（年・実人数）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	15	15	15	15	15
確保提供数	15	15	15	15	15

【確保の方策】

希望する全ての母子が本事業を実施できるように、周知、実施内容の充実を図り、在宅助産師の活用により支援体制を確保します。

（６）乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

【量の見込み】

（年・実人数）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
訪問数	5	5	5	5	5

【確保の方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

（７）養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

【量の見込み】

（年・実人数）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
訪問数	1	1	1	1	1

【確保の方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

（８）子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

【実施状況】

初山別村では実施していません。

【確保の方策】

本事業は、現時点では対応できる体制が整備されていないため、ニーズの把握に努めつつ、関係機関と連携し、必要に応じて支援できる体制の整備を検討します。

（９）児童育成支援拠点事業

養育環境等に関する課題を抱える児童等に対して居場所となる場を開設し、関係機関との連絡調整を行うとともに、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【実施状況】

初山別村では実施していません。

【確保の方策】

本事業は、現時点では対応できる体制が整備されていないため、ニーズの把握に努めつつ、関係機関と連携し、必要に応じて支援できる体制の整備を検討します。

（１０）親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

【実施状況】

初山別村では実施していません。

【確保の方策】

本事業は、現時点では対応できる体制が整備されていないため、ニーズの把握に努めつつ、関係機関と連携し、必要に応じて支援できる体制の整備を検討します。

（１１）子育て短期支援事業

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【実施状況】

初山別村では実施していません。

【確保の方策】

本事業は、初山別村では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、計画期間内における実施・検討の予定はありません。

（１２）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【実施状況】

初山別村では実施していません。

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	1	1	1	1	1

【確保の方策】

本事業は、初山別村では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望も少ないことから、計画期間内における実施・検討の予定はありません。

(13) 一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

【実施状況】

初山別村では実施していません。

【確保の方策】

本事業は、初山別村では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、計画期間内における実施・検討の予定はありません。

②幼稚園における在園児以外を対象とした一時預かり（一時預かり事業）

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

【実施状況】

初山別村では実施していません。

【量の見込み】

(年間平均利用希望日数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
希望日数	168	168	168	168	168

【確保の方策】

本事業は、初山別村では幼稚園はなく実施しておりませんが、ニーズ調査による利用の希望、地域の要望等もあることから、村内保育事業所で事業開始の動きがあればそれを支援し、事業実施に向けた検討を進めます。

(14) 延長保育事業

保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

【利用実績】

初山別村では実施していません。

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	2	2	2	2	2

【確保の方策】

本事業は、初山別村では長時間の延長は実施していませんが、現在も要望に応じて実施している短時間の延長保育を実施していきます。

(15) 病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【実施状況】

初山別村では実施していません。

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	1	1	1	1	1

【確保の方策】

本事業は、初山別村では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望も少ないことから、計画期間内における実施・検討の予定はありません。

(16) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【量の見込み】

(単位 人)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A. ニーズ量の見込み	6	4	5	3	3
1 年生	0	0	1	0	1
2 年生	0	0	1	1	0
3 年生	1	0	0	1	1
4 年生	2	1	0	0	1
5 年生	1	2	1	0	0
6 年生	2	1	2	1	0
B. 確保提供数	6	6	6	6	6
差異(B-A)	0	2	1	3	3

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和 7～11 年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育施設等を利用しない満3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で保育施設等が利用できる事業です。

【量の見込み】

(単位 人)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A. ニーズ量の見込み	-	5	5	5	5
0 歳	-	1	1	1	1
1 歳	-	2	2	2	2
2 歳	-	2	2	2	2
B. 確保提供数	-	5	5	5	5
差異(B-A)	-	0	0	0	0

【確保の方策】

令和 8 年度の給付制度化に向け、計画期間中に課題等を把握し整備を進めます。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【実施状況】

初山別村では実施していません。

【確保の方策】

国の動向に応じて、助成を実施していきます。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【実施状況】

初山別村では実施していません。

【確保の方策】

現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できている状況ですが、住民の多様なニーズに応えるためには、積極的な民間事業者への参入促進を図る必要があると考えられます。今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、子どもの人格を形成するうえで基礎となる重要なものです。

子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、教育・保育の一体的提供を推進します。

(1) 認定こども園の普及及び推進

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であることから、今後ニーズが高まることが考えられます。

新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくするなど、普及が図られています。

初山別村には、現在認定こども園はありませんが、今後認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

(2) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進

すべての子どもが健やかに育つためには、特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

(3) 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校教育との円滑な接続の支援の推進

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と幼稚園・保育所・認定こども園の職員が、共に子どもの発達を長期的な視点でとらえ、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

幼稚園や保育所、認定こども園での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援を推進します。

7. その他の推進方策

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行います。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する北海道が行う施策との連携

子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援においては、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、北海道が行う施策との整合を図り、本村の実情に応じた施策を関係する機関と連携をしながら取組を進めます。

(3) 労働者の就業と家庭との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

雇用環境の整備に関する施策においては、仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の見直しを図るため、北海道、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体などと連携をしながら取組を進めます。

第5章

計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1. 市町村等の責務

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。

また、法では「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

市町村の責務	
1	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的におこなうこと。
2	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助をおこない、関係機関との連絡調整など便宜の提供をおこなうこと。
3	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、様々な施設や事業者から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。

事業主の責務	
1	雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等をおこなうことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

国民の責務	
1	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

2. 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、村民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

（１）行政の役割

本村は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図る必要があります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

（２）家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、村民ひとり一人は地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

（３）地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障害の有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

（４）企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

（５）各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や村民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

3. 計画の推進に向けた3つの連携

本計画に実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1) 市町村内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

(2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

(3) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本村の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

初山別村

第3期子ども・子育て支援事業計画

(令和7年4月～令和12年3月)

令和7年3月 発行

発行 北海道初山別村

編集 役場住民課健康福祉係

北海道苫前郡初山別村字初山別96番地1

〒078-4421

電話 0164-67-2211

FAX 0164-67-2298